

北原霊苑会規約

第1条 (名称及び事務所)

この会は、北原霊苑会と称し、事務所を会長宅におく。

第2条 (目的)

この会は、北原区が所有する、長野市川中島町今井 1735 並びに 1777 各番地の北原共同墓地(以下北原霊苑という)の使用権を有する者が北原霊苑会を組織し、区から委任を受け、北原霊苑を自主的に管理運営し、会員相互の親睦と信頼を深めて祖先の霊を祭る霊苑にふさわしく、その維持向上を図ることを目的とする。

第3条 (組織)

この会は、北原霊苑の使用権を有するもので、北原霊苑会に加入している会員をもって組織する。

第4条 (事業)

この会は、第2条の目的達成のため次の事業を行なう。

- 1、霊苑内の墓地区画、境界、通路等の整理、認定
- 2、霊苑内及び周辺の整備、清掃、美化
- 3、祖先に対する敬愛、感謝の精神昂揚
- 4、その他目的達成に必要な事業

第5条 (役員)

この会に、次の役員をおく。

会長	1名	副会長	1名	委員	若干名
会計	1名	監事	2名		

第6条 (役員を選任)

役員は、次により選出し、総会にて選任する。

- 1、会長、副会長、会計は、委員の互選による。
- 2、委員は、上町、中町地区から各2名、下町地区、赤地藏地区使用者から3名を地区別により選任する。

ただし、前項により会長・副会長・会計が選任された地区は、委員1名を補充選出する。

(1) 上町地区(北原区上町、第1、第5、穂刈・荒屋組及び北原区以南地区)

(2) 中町地区(北原区第2組及び北原区以外の東西地区)

(3) 下町地区(北原区第3南・北組、第4組及び北原区以北の地区)

(4) 赤地藏地区(赤地藏地区に使用権を有する者)

- 3、監事は、会員の中から役員会が推薦し、会長が委嘱する。

第7条 (役員の任期)

役員の任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

補欠により選任された役員は、前任者の残任期間とする。

第8条 (役員の職務)

- 1、会長は、北原霊苑会を代表し、会務を総括管理する。
- 2、副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
- 3、委員は、役員会を構成し、業務の執行、緊急事項について審議処理するとともに、担当地区の業務を執行する。
- 4、会計は、会の会計業務を処理し、会長、役員会、総会に報告するものとする。
- 5、監事は、この会の会計状況を監査し、総会において報告し意見を述べることができる。

第9条 (顧問)

この会に若干名の顧問をおき、墓地の管理、会の運営等について諮問することができる。顧問の1名は北原区長とし、他は役員会で決め会長が委嘱する。

第10条 (会議)

この会の会議は、総会、臨時総会、役員会とし、会長が招集する。臨時総会の通知は、その会日から10日前までに、その会議の目的たる事項を示して、これを行なうものとする。

第11条 (会議の定足数)

会議は、構成員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。但し、総会、臨時総会は、会員の親族で同一世帯に属している成年者の代理出席及び書面による委任については出席とみなす。

第12条 (議決の方法)

- 1、会議の議事は、出席した構成員の過半数の同意をもって決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。
- 2、総会、臨時総会の議長は、出席した会員の中からこれを選任する。

第13条 (総会)

- 1、総会は、この会の最高議決機関で、全会員を構成員とする。
- 2、総会は、毎年4～5月中に1回開催するものとする。
但し、役員改選以外の年度で、役員会で審議し、特に総会で審議議決を要する事項のないときは、その年度に限り総会開催を省略することができる。
- 3、総会は、次の事項について審議議決する。
 - (1) 事業、収支決算報告
 - (2) 次年度の事業計画、収支予算

- (3) 使用権の付与、解除
- (4) 規約、規程の改廃、役員改選
- (5) その他重要事項で役員会で付議した事項

4、前(1)(2)項の議案のみの時は、役員会で審議し、2項但し書きにより、総会開催を省略することができる。

5、臨時総会は、役員会の議決を経て、必要により開催する。

第14条 (役員会)

1、役員会は、業務の執行機関で、役員をもって構成し、必要の都度開催する。

2、役員会は、次の事項について審議処理する。

- (1) 事業計画、収支予算に関する事項
- (2) 業務運営、執行に関する事項
- (3) その他、緊急事項で会長が付議した事項

第15条 (経費)

この会の経費は、管理費、寄付金、補助金その他の収入金をもって、これに充てる。

第16条 (管理費)

会員は、会の管理・運営・業務執行、事業に必要な経費として、当面年1回8月に、管理費1,000円を納入するのとする。

第17条 (事業会計年度)

この会の事業、会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第18条 (規程の制定)

北原霊苑会規約(以下規約という)施行に必要な次の事項については、北原霊苑会管理規程(以下規程という)を制定し、これを定める。

- 1、会員に関する事項
- 2、会員の権利・義務に関する事項
- 3、業務管理、執行に関する事項
- 4、会計に関する事項
- 5、その他必要な細部事項

第19条 (業務執行の経過措置)

北原共同墓地管理規程制定(昭和53年8月6日)以前の、墓地に関する諸問題については、当事者、隣接使用者等関係者相互で協議、解決し、その結果を会に報告、役員会は調査し記録、認定するものとする。

それ以外のものについては、会はその責を負わないものとする。

但し、以前に記録、書類等により、証明できるものについては、申請により役員会で審議、処理認定することができる。

第20条 (業務執行の定め)

この規約に定めない事項については、役員会で定め施行する。

付則

- 1 この規約は、平成元年4月23日から施行する。
- 2 規約第6条の一部を改正し平成5年4月25日から施行する。
旧規約 2、委員は、次の地区別により各2名選出する。
新規約 2、委員は、上町、中町地区から2名、下町地区から3名地区別に選任する。
- 3 規約第2条の一部を改正し平成15年11月23日から施行する。
旧規約 この会は、北原区が慣行により所有権を行使している、長野市川中島町今井1,753番地の北原共同墓地（以下省略）
新規約 この会は、北原区が慣行により所有権を行使している、長野市川中島町今井1,753並びに1,777各番地の北原共同墓地（以下省略）
- 4 規約第6条の2項（4）項の一部を改正し平成15年11月23日から施行する。
旧規約 2、委員は、上町、中町地区より各2名、下町地区3名を地区別に選任する。
新規約 2、委員は、上町、中町地区より各2名、下町地区、赤地藏地区使用者から各3名を地区別に選任する。
（4）赤地藏地区（赤地藏地区に使用权を有する者）
- 5 規約第7条の一部を改正し、平成20年5月18日から施行する。
旧規約 役員の任期は、3年とする。ただし再任はさまたげない。
新規約 役員の任期は、2年とする。ただし再任はさまたげない。
- 6 規約第6条の一部を改正し、平成22年5月30日から施行する。
旧規約 委員は、上町、中町地区から各2名、下町地区、赤地藏地区使用者から3名を地区別により選任する。
ただし、前項により会長が選任された地区は、委員1名を補充選出する。
新規約 委員は、上町、中町地区から各2名、下町地区、赤地藏地区使用者から3名を地区別により選任する。
ただし、前項により会長・副会長・会計が選任された地区は、委員1名を補充選出する。
- 7 規約第9条の一部を改正し、平成22年5月30日から施行する。
旧規約 この会は顧問をおき、墓地の管理、会の運営等について諮問することができる。
顧問は区四役及び役員会で決め会長が委嘱する。
新規約 この会に若干名の顧問をおき、墓地の管理、会の運営等について諮問することができる。
顧問の1名は北原区長とし、他は役員会で決め会長が委嘱する。